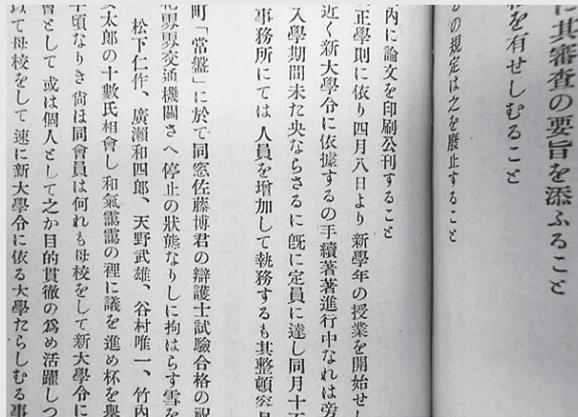


## 4 月新学学期制への移行



改正学則による4月授業開始を伝える『法学新報』

毎年4月から翌年3月にかけての期間を「年度」とする現行の学年暦は、創立以来の制度であったわけではない。英吉利法律学校の設立願書には「入学ノ期ハ毎年九月トス」とあり、9月11日から翌年の7月10日までを1学年と定めている。これは、創立者たちの母校、東京大学法学部の制度を受け継いだもので、他の法律系学校も同様だった。

しかし明治中期以降、入学・卒業を会計年度と徴兵猶予の出願期限に合わせるため、師範学校・小学校・中学校・高等女学校等の諸学校は相次いで4月新学学期制に移行し、新設の文部省直轄学校もそれに準じるようになった。本学では、これには予科の就学年限を1年半(4月新学学期)とすることで対応したが、本科・専門部はそのままにしている。さらに、1913(大正2)年には、大学本科も4月新学学期制に変更することが検討されたが、予科の課程を大幅に改編しなければならないため、結局実現しなかった。

本学が4月新学学期制へ切り替えるきっかけは、18年2月の高等試験令だった。この法律で2年以上の予科課程をもつ私立専門学校卒業生の予備試験免除が認められたので、本学も予科課程を延長せざるをえなかったのである。同年6月、予科課程を2年に延長し、あわせて大学本科と専門部も4月新学学期とすることとなり、翌年4月から実施されることとなった。19年4月以降、桜の季節の入学式が登場するのである。